

証券監督者国際機構 (IOSCO) ^(注)では、各国の自主規制機関 (60 機関、うち各国証券業協会が約 20、証券取引所が約 40) が自主規制機関諮問委員会 (SROCC) を組成し、自主規制に関する問題を協議し、IOSCO 専門委員会等へ提言等を行っている。

SROCC は、例年、年次総会及び中間会合の年 2 回の会合を開催しているが、本年の中間会合が、議長団体である本協会の主催のもと、平成 18 年 11 月 27 日 (月) ～28 日 (火) にかけて IOSCO 事務局のあるスペイン マドリッドで開催された。

今回の中間会合の概要は、下記のとおりである。

記

1. SROCC ワーキング・グループの活動報告及び審議

(1) Ahead of The Curve Working Group (市場における問題の早期発見に関する WG)

本ワーキングは、自主規制機関が、政府当局等に比べ、証券市場及び市場参加者に近い立場にあるという認識のもと、証券界に新たに発生した又は発生する可能性のある規制上の問題点を認識し、当該問題点について検討するワーキングである。

本ワーキングの今回会合における検討状況は、大要、以下のとおりである。

① 重大な市場中断への対応

本ワーキングにおいて検討していた「流行病等による重大な市場中断に関する討議資料」について、SROCC の正式承認を得るために SROCC メンバーに当該討議資料を送付することが了承された。この討議資料は、大規模な流行病等が発生し、証券会社の多くの従業員が事務所へ出勤することが不可

^(注) 証券監督者国際機構 (IOSCO : International Organization of Securities Commissions) は、世界の 100 を超える国・地域の証券監督者から構成され、公正で効率的な証券市場を実現・維持するための基準の策定・促進、情報交換、効果的な監視を目的とする国際機関である。

能となり、業務の全部又は一部を遠隔地で行う、又は、従業員の自宅で業務を行う事態となった場合に、自主規制機関及び業界に求められる対応を取りまとめたものである。

② 市場リスクに対する投資家への注意喚起

本ワーキングにおいては、今後、世界的に金利リスクを始めとする市場リスクが増大することが予想されるとの認識のもと、各国の自主規制機関が利用できる投資家への注意喚起文書の雛形を策定している。今回合合では、ワーキングから示された雛形について、SROCC の正式承認を得るために SROCC メンバーに送付することが了承された。

③ 新商品への対応

市場における新たな商品（ヘッジファンド関連商品等）について情報交換を行うとともに、投資家保護、市場の公正性確保の観点から、必要に応じ本ワーキングにおける今後の検討課題とすることが了承された。

④ 実質所有者の本人確認

ブラジルの投資銀行協会から、ブラジルにおける実質所有者に対する本人確認の方法等について説明があった。

(2) Regulatory Staff Training Working Group（自主規制スタッフの研修に関する WG）

本ワーキングは、自主規制機関に対する研修の方法等について、特に発展途上国の自主規制機関のスタッフの利用に供することを目的に検討を行っているワーキングである。

今回合合では、本ワーキングにおいて検討している、内部管理及び取引審査、並びにマネーロンダリング対策に関する自主規制機関向けの教材資料について説明があり、今後、これらの教材資料について SROCC メンバーの意見を募ることとなった。

(3) Outsourcing Working Group（証券業務の外部委託に関する WG）

本ワーキングは、IOSCO 専門委員会が昨年 2 月に公表したアウトソーシングに関する原則を踏まえ、アウトソーシングに関する自主規制機関による検査のチェック・ポイントについて検討しているワーキングである。

今回合合では、自主規制機関がアウトソーシング業務について検査を行う場合のチェック・ポイントを取りまとめた資料が提出され、審議の結果、SROCC の正式承認を得るために SROCC メンバーに資料を送付することが了承された。

(4) Web Site Maintenance Working Group (SROCC のウェブサイトの運営に関する WG)

本ワーキングは、SROCC メンバーが利用するウェブサイトの運営等を行っているワーキングである。

今回合合では、SROCC が運営しているウェブサイトのコンテンツ等について説明が行われた。

2. 報告事項

(1) IFIE からの報告

国際的な投資教育の促進機関である IFIE の議長 ニック バニスター氏 (NASD 上級副社長兼業務執行取締役) より、同機関の活動状況について報告があった。

(2) ICSA からの報告

ICSA Advisory Committee (国際証券業協会会議 諮問委員会)の議長であるジョー・オリバー氏(カナダ IDA 会長)より、本年 10 月に東京で開催された ICSA 年次総会で承認された「市場インフラのガバナンスに関する原則」、「自主規制機関のためのベストプラクティス」及び「より良い規制のための原則」の内容についての説明の後、これらの 3 つの提言については ICSA 事務局より IOSCO Technical Committee (専門委員会)に提出済みである旨報告があった。また、オリバー氏より、3 つの提言に対し SROCC としての承認を得たい旨の発言があったが、一部メンバーから ICSA の提言を SROCC として承認することが適当であるか疑問である旨の意見が寄せられた。当該意見を踏まえ、ICSA の提言については、Technical Committee における対応を勘案しながら、SROCC としての取扱いを改めて議論することとした。

(3) IOSCO の活動報告

IOSCO 事務局長のフィリップ・リチャード氏より、11 月半ばに開催された Technical Committee 及び同国際カンファレンスの模様、コーポレートガバナンス、監査法人等に関するタスクフォースの活動状況、並びに同委員会傘下の 5 つの Standing Committee (常設委員会)のうち、SC3 を除く、4 つの Standing Committee の活動状況について報告があった。

また、SC3 のメンバーである CNMV (スペインの証券規制当局)のソニア・マルチネス氏より、SC3 の活動状況について報告があった。

3. 今後の会合

来年の年次会合は、IOSCO 総会の一環として、平成19年4月9日～10日にインド ムンバイで開催される予定である。

また、来年の中間会合は、IOSCO 専門委員会国際カンファレンスにあわせて、平成19年11月6日～7日に東京で開催される予定である。

以 上

IOSCOの組織

